

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 臨 時 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年5月新城市教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 5月13日(水) 午前9時00分から午前11時55分まで
- 2 場 所 はつらつセンター 会議室
- 3 出席委員
原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
安形茂樹委員 和田守功教育長
- 4 説明のため出席した職員
夏目教育部長
櫻本教育総務課長
- 5 書 記
杉浦教育総務課副課長
- 6 議事日程
開 会
日程第1 協議
(1) 新城教育憲章(案)に対するパブリックコメントへの対応について
(教育総務課)
閉 会

○委員長

じゃあ、始めてよろしいですね。

日程第1 協議

○委員長

前回の続きになるわけですが、教育長さんのほうからお話があるということ。

○教育長

前々回の教育委員研修会のときに、9月5日の市民文化講座どうするかということで、まだ講師が未定だというお話をしたときに、PTAや学校の先生方が大勢集まるので、共育について、基調講演のもとに、その後、市長、教育長、あるいは教育委員さんたちとパネルディスカッションをやったらどうだという話に動いていたんですけども、文化課、担当課においては、やはり市民文化講座でお金を頂く以上、ふさわしい講師を呼んだほうがいいのではないかとということで、「教育長、また講師を探してくれ」という話で、次に私が考えるのは、小林りんさんといって、軽井沢に世界で最初の全寮制のインターナショナルスクールを開いた女性がみえるんですね。ISA Kというんですが。

その方は、村上 龍のカンプリア宮殿にも出たことがありますし、世界の教育関係者からも注目されている方ですので、その方に、1回当たってみて、もしだめだったら、腹をくくるというスタンスで臨みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

その方がいらしていただけるというんでしたら、私もぜひ聞いてみたいと思うので、よろしいかと思えます。

ただ、説明する場を設けたいというのは、今回もパブコメをずっと見ている、私は絶対これは必要だなというふう感じまして、別途、そういうことも、お金をかけなくてもできると思うので、やれないかなというふうに思っています。たまたま「そこで、どう」という話だったと思うので、ぜひ、何らかのこういう事業の中で。

私が、別のところで考えていることがあるんですけども、もし差し支えなければ、その勉強会みたいなものをシリーズの中で、規模が大きくなるのか小さくなるのかということがあるんですけども、その規模のことも考えながらこれをやれないかなと、私としては思っています。

○教育長

前回の話の中でも、市民に周知する意味合いでも、あるいは共育の一つのエポックとしても、やったらどうだという部分がありますので、考え方として、小林さんが、例えば9月5日だめだった場合、別の日程が良しというような場合だったら、別の日程のところは小林さんの市民文化講座にして、母と教師の会と、学校教職員の会において、共育についての市民文化講座をやるという形も可能だと思うんですね。

4回開催という形で。そうすれば、講師料をとっても、3回は有料講師によって、そして1回は無料ではあるけれども、新城教育において、非常に大事な共育の概念を皆さんとともに考えるという機会にすると。

特に、PTAと学校教職員の会で、そうしたいということであれば、これは問題ありません。もともと健全育成の会においては、有料講師どうこうという話ではなくて、学校現場や保護者や、あるいは子供たちの教育にとって、有意義な研修の機会というのがそもそもの趣旨ですので、そういった形で考えてみたいなというふうに思います。

逆に、講師がとれた場合にどうするかということは、また考えてみたいなというふうに思います。

○委員長

それでよろしいですか、そういうことで。

(「結構です」の声あり)

○教育長

そのように進めさせていただきます。

○委員長

もう一つ、机上に修正したものが置かれておりますが、これは、事務局から説明を。

○書記

この大きい資料の左側、網かけ部分になりますが、こちらについては、4月の定例教育委員会会議の中で御検討いただいた項目のみを抽出してありまして、網かけの部分の上に、「出された意見」としてあります。

これまでは、「出された意見の要約」という形で、少し要約した感じだったものを、今回「出された意見」そのままを、ここに挙げさせてもらったものをお配りしております。

右側は、皆さんで御検討をいただいたときの回答というか、結論をまとめさせていただいたものを書いてございます。

2枚ありますけれども、1枚目の下から2項目以降は、前回御検討いただいた項目を抽出させていただいて、そのときに皆さんから出された意見を右側にまとめた資料となっております。

○委員長

大変しっかり、わかりやすく書いていただいております。

このことについては、全体が済んでから見直すということで、まず進めていきたいと思っております。後でまた読んでおいていただいて、何かお気づきの点があったら、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○教育長

教育憲章について、前文、本文等で、前回の臨時教育委員会会議で委員の皆様方の多くの御意見をいただきましたので、それを取り入れた形で修正した部分をここに示しました。

大きな変更は、まず、前文、本文の主語の部分を入れかえたということで、特に前文は、新城教育の理念といったものをきちっと位置づけたものですので、主語を「新城教育は」ということにして、そして本文のほうは、実践目標でありますので、主語は、「わたしたち新城市民は」ということで、これまで特に本文の主述の関係で、なかなか難しい部分があったわけなんですけれども、これですっきりしたのではないかなというふうに思います。

また、本文の番号順に書かれていたものを、一つ、一つというように6項目、並列

に並べるようにいたしました。

以上が、大きな変更です。

○委員長

ありがとうございました。

○教育長

つけ加えて、特に、本文の1のところは、「子供の人権」というのが「子供の人権保護」になりましたし、「男女共同参画」が「男女平等」、そして「異文化共生」が「多文化共生」になったという、この字句の変更がございます。

あとは従来どおりですね。

○委員

前文のほうの、「命を尊び、叡智を磨き心身に鍛え、自他の幸せを築ける人を目指します。」ここは、この「目指します」のところ、意見が出ましたよね。これを「育てます」にするとか、「育成を目指します」だとか、そこら辺はどうしましょう。今から検討しますか。

○教育長

保留であったんですけども、昨日もやっぱり、「育みます」とか「育てます」とかという形になると、上から目線だということであるならば、自分が主体となってめざしていくような、モチベーションが自己にあるというような述語がいいのではないかなと思いますので、とりあえず従来どおりおいておきましたが、どうしましょう。保留としておきましょう、ここだけ。

最終的なところで、まず前後をどうしていくか。

○委員長

もう一回、尋ねると、そういうことですね。

○委員

今おっしゃった保留のほうですが、新城共育12の、その括弧部分についても、御意見がありましたので、それもその時ということ。

○委員

これは、極めて簡単なことで、六つ目の一つ、新城共育12というの、かぎ括弧が共育12にだけかかっているんですよ。ここのは、別表のところは、全体にかかっていますよね。これは統一すればいいので。

○教育長

頭からですね。だから、そうすると、本文の六つ目の新城「共育12」を、頭からの「新城共育12」ですね。

○委員長

そういうことで、いいですね。

また、前回、委員が出してくれたほうのものをもとにして、それで進めていきたいと思っておりますので、まず、1ページの257番のところまで済んだものですから、その次の99番のところ。

新城共育12は、子供から大人まで、見てわかりやすく、家庭でも取り組むことができると思います。

「新城三宝」「共育」を大切に、「新城」というふるさとに誇りを持ち、若い世代が一度外に出ても帰ってきたいと思えるようになるといい。これについてはほとんど問題ないと思います。

一応、読んでいただけますか。

○委員

新城の三宝と共育の実践で愛郷心が育つものと期待しています。

○委員長

じゃあ、そこはいいですね。

じゃあ、次へいきます。145、新城共育12「時を守り早ね早おき朝ごはん」。規則正しい生活習慣を身につけることで、生涯にわたって健康な体をつくっていく基礎ができるので、とてもよいことだと思います。これも賛成意見です。

○委員

新城共育12の実践をよろしく願います。

○教育長

これも、よろしく願いますという文末にするか、定着していききたいとか、推進していききたいとか、どちらがいいんだろう。相手に依頼するのか、あるいはこちら側の立場で、こうしていくという意思を示すのか。

これ、ほかのところにもかかわってくるので。

○委員長

そのところ、どうですか。

じゃあ、定着させたいと思いますとか、より一層、浸透させたいと思いますとか、そういう書き方にするということですね。

○教育長

それでは、新城市共育12の実践を市民ぐるみで進めていききたいと考えています、ということですか。

○委員長

もう一度、言ってください。

市民ぐるみで進めていききたいと思います。

○教育長

「進める」がいいか、「推進し、定着を図っていききたいと思います」と。「市民ぐるみで定着を図っていききたいと考えています。」ですね。思うじゃなくて、考えていきます。

○委員長

新城共育12の実践を、市民ぐるみで推進し、定着を図っていききたいと考えています。そういうことだね。

198、内容についても、教育基本法の教育の目標を網羅するのでわかりやすい表現です。共育の必要性については、閉校を目の当たりにした本校に赴任して、改めてその重要性を

認識しています。

学校が地域とともに歩んできたこと、地域から学校がなくなることの重大さを改めて痛切に感じています。

職員の感想にもあるように、最後の1年は共育に一層力点を置くとともに、統合校と本地区とをつなぐ道筋を少しでもつけたいと考えています。

共育12は、人の生き方と指針を、本当にうまくまとめてあると思います。本年度、道徳や朝礼など折に触れて話をしてきました。3月には、全員が、ほとんど全て唱えることができるようになりました。親しみやすい言葉で書かれているので、唱えて覚え、そして行動につなげていくことがよりよい生活習慣をつくるために有効だと思います。

これを覚えて育った子たちが、やがて自分の子供たちに共育12を教えるようにつながっていけば、よりよい新城市民の姿が広がっていくと思います。

絶賛の形ですね。これは、校長先生かね。

それでは、よろしくお願いします。

○委員

教育基本法と比較していただいて、ありがとうございます。

学校は、地域文化、地域活動の拠点であり、子供とともに大人も育つことは、小規模校ほど実感しやすいものと思われま。共育12が継続的に実践され、浸透していくことで、新城市の人づくりの礎となるものと期待しています。

○委員長

ありがとうございます。

内容的にも、とてもいいかなと思うんですけども。

じゃあ、次へいきます。

24、近年、地域と学校の連携が薄くなる中、共育の考え方はとても大切なものである。私たちは、子供たちに、日々、「新城の三宝」を唱え続けることが必要であると思う。

これも賛成意見ですので、ちょっと読んでください。

○委員

継続的な取り組みの必要性は、全く同感です。

○教育長

「同感」、ここ主観的なので。

○委員

趣旨を理解してくださってありがとうございますというようなことですね。

○委員長

賛成文の言葉についても、いちいち検討していきますか。

○教育長

継続的な取り組みが重要であると考えていますと。

言われるとおりであれば、それを受けてやるね、冒頭に。言われるとおりで、継続的な取り組みが重要であると考えていますと。

○委員長

趣旨を御理解いただき、ありがとうございますと。次いで、継続的な取り組みにする場合、とそういうことにすればいいね。

○委員

ちょっと感じたんですけれども、一般市民から寄せられていることに対しての答え方と、学校から寄せられているものに対する答え方って、私たちはそのことを自動的に頭の中で変換しながら答えを書いているわけなんですけど、一般の人が読んだ時に、学校から来ているものに対する回答の仕方というのが、もしかしたら、ちょっとあれっ、何でこういう答え方をするのかなという、違和感を感じるものがあるかもしれないので、その辺を、誰が見ても自然に読めるようにする工夫が必要かなと思います。

○委員長

また、それは全部書いた後で、見直すということ。

○教育長

同じレベルの回答にするということですね。

○委員

学校から来ましたというのを、学校の先生方から寄せられましたという、分けてしまえば、それでもいいかもしれないです。

○教育長

学校の教師も一市民であるし、親であるしということであるので、同じレベルでいいんじゃないですか。回答が同じレベルで。

○委員

回答が同じレベルだと。

○教育長

同じレベルというか、様式というか、答え方であれば。

○委員

今、そういうように感じられたということは、自分はやはり、学校の先生たちの意見ということが頭にあるので、先生方に合わせた回答というか、主観が入った回答になったかもしれないですね。

○委員

一市民に対して、協力をお願いしますねというのと、仕事で教育に携わっている人たちに対して、ともに責務を負いましょうみたいな、そういう回答をするのって、ちょっとニュアンスが変わってくる。ニュアンスというか、違うというか、ぱっと聞いていたら違うかもしれないので、それはちょっと思ったという感じですね。

○委員長

今言ったように、全部後でもう一度、見直しましょう。それでいいと思いますので。

26、「命を尊び叡智を磨き心身を鍛え、自他の幸福を築ける人を目指します」が特に心に響く。

○委員

私は、その感動を子供たちに伝えてください。

○委員

回答を忘れたのか、飛ばしたのか、迷って入れませんでした。

○教育長

その感動を、親と地域で共有していきたいと考えますと。

○委員長

もう一遍、確認です。

その感動を親と地域で共有していきたいと考えます。

○委員

家庭、地域のほうがいい。

○教育長

家庭、地域ですね。

○委員長

じゃあ、29、「わたくしたち新城市民」「市民総ぐるみで」という言葉が使われているが市民の声を聞いたか、これから聞くのか。

生涯学習についても盛り込むのであれば、市民の意見を捉えておいたほうがいいのではないか。

これってあれですよ。もう既に、こちらのほうで出ていますよね、たしか。これは初めて出てきたんですかね。

○委員

よく似たような質問があったような気がします。

○委員長

似ていたけど、これ一緒ではないんだね。

○委員

生涯学習の観点から作成したもので、新城の市民として、こうありたいという理念を示しています。パブコメで声を聞き、理解を得て、啓発に努めていきます。努めてまいります、ですね。

○委員長

市民の声を聞くということの意味で、パブコメを実施したということですからね。だから、こういう考え方でいいですよ。答えの仕方。

○教育長

教育憲章は、もうすぐやりますから。教育憲章は、もともと生涯学習の観点から作成したものです。

○委員

ただ、全ての人がそこにかかわるということに対する考え方って、自治のほうにも出てくるんですけども、参加しないのも権利だし、参加するのも権利というような考え方になってきていまして、気がついた人が、やりたいと思ったときに、そこに参画できることが大切というような考え方をベースにしていると思うんですよ。

そこで、確かにみんなやらなきゃいかんというふうにして、はい、みんなで右向いてみ

たいな形にすることについての抵抗感があるのかなっていうのは、ちょっとあれじゃないですかね。その部分は、想像ができます。

市民の声を聞いたのかみたいなのは、半分、いいがかりみたいな言い方かとは思うんですけども、そのあたりで、みんなということと言い切ることが適切なのかどうかというか、そこは答えてあげなきゃいけないところ、もしくは表現として、この指とまれで、誰でも、気がついたら参加してねみたいな、そういう書き方をしているのか。

当然そうなんですけど、もしかしたら、抵抗感も感じられるのかなという。

○教育長

具体的な回答で。

○委員

具体的な回答でね。

今、考えて、時間使い過ぎても。後に回していただいてもいいですか。

○委員長

ただ、今、委員の言われることはわかるけれども、ここに書いてある解答では、市民としてこうありたいという理念を示していますと。パブコメで声を聞き、理解を得て進めていますものですから、この左側の問いに対しての回答としては、いいかなと思うんですけども。そうですよね。まずはね。

○委員

ただ、問いに対してはそうなんですけれども、本当に市民の意思を捉えてくださいということを行っているのか、いや、それは捉えられないんだから、今、みんなって言ってはまずいんじゃないですかというのを言いたいのかという、そういうことだと思うんですけども。

○教育長

そういうことね。国の教育方針としても、もう市民総ぐるみで、国民総ぐるみでといったようなことが、教育方針の中に位置づけられているんですよ、これからの教育のあり方として。

だから、国の法律のここにあるような方向は21世紀の教育のあり方として、新城市としても受けとめていきたいので、この言葉を使っていますと、いうことでどうかなと。

○委員

市民総ぐるみという言葉なんですけれども、私たちが聞くと「みんなでやろう」という感じがあるんですが、先生方の御意見の中に、「市民ぐるみで」という言葉の方が数人いらっしゃったんですよ。ですから、「市民総ぐるみ」という言葉と、「市民ぐるみ」という言葉の違い。

○委員長

「総」が入るか入らないでは、全然違いますね。

ただ、全体として、こういう方向を目指したいという理念なものですからね、ここのは。そういう意味合いでいえば、この回答でいいかなと思うんですけども、差し当たっては。

○委員

さっきの教育長が言ってくださったように、新城市も受けとめたいという一文が入れば、それで、この言葉が続いていけばいいのかなと思うんです。

○委員長

もう一回、そののところ言っていただけですか。

○教育長

教育基本法かな。ちょっと、出典を明らかにしておかないといけないとこだよね。国の教育方針の中で使われているこの言葉に共感して使用しておりますとか、この言葉を受けとめて使用しております、というようなことで。根拠、探しておきます。

○委員

こういう表現でなくても、ほかの人も、やはり市民総ぐるみでとか、市民ぐるみでという方向へ持っていくというのは、何か縛るようなニュアンスがあって、そういう感じの意見が、ほかにもまだ出てくると思うんですけれどもね。

これは、教育理念を示して、目標を目指すということで、この教育憲章をつくるわけですので、当然、市民ぐるみという言葉が入っても、何らおかしくないと思うんですけれどもね。

○委員長

そこら辺は、理念だけでいいかなと思うわけです。一人ひとり全員に聞いて、理解を得てから進めるというものではないと思うので。

○委員

言っていること自体は、正直いって、半ばいいがかりみたいな話だけど、そんなことを言っていたら、目標を立てられない。そこに向かってやっているわけなので、確かにそうなんですけれども。

市民総ぐるみということを経験にしてしまっていて、それがそうしたい人たちが、みんなでやればいい、みんながそうしてくれるといいなって思うのはそうかもしれないけれども、それを市もこのようにするということになる、さっき言った、参画するのも権利ですし、参画しないのも権利というような考え方が。

○委員長

そうすると、委員の言うことの一番大事なポイントは、市民総ぐるみという言葉はどう考えるかという、そこを検討しなければいけないということだね。

○委員

私はそう思っています。それに対する抵抗感ではないかというふうに、私は感じたので。さっきも言われた、総ぐるみにするのか、市民ぐるみにするのか。市民ぐるみだったら、総じゃないですよ。その辺のことが、ある程度、可能性ありますけれども、これは、本当は総ぐるみでという、誰もが教育の現場にいる人なんだという認識を持ってほしいということがあって、多分、「総」という字が入っているんだと、私は思うんですが。

そこを規定ができるのかということです。

○委員長

考え方、難しいですね。私は、理念なのでいいじゃないかという考え方。

○教育長

文科省も、地域ぐるみ、地域総ぐるみ、社会総ぐるみ、地域総ぐるみ。結構、「総」を使っているね。

○委員

いつぐらいに出されたものですか。

○教育長

新しい指導要領になってからは、特に学校教育法が改正されてから、教育基本法が18年の改正、19年の学校教育法、地方行法の改正と並行して、結構出てきていますね。

つまり、新しい教育、日本の教育のあり方、もう国民総ぐるみでやっていかなきゃいけないよというような、そんな発想なんですけどね。

○委員長

しかし、こういうものって、これを提案して、それでみんながこれでいいよっていうふうになれば、それを進めていくという形なので、例えば、今の市民総ぐるみの問題にすると、同じようなことでこの人が言っているのは、「わたしたち新城市民は」というこの主語を、これでいいのかということ言っているわけですね、これ。そうすると、それをまた、みんなに検討してというふうにすると、これ大変なことになっちゃうものですから、やはりこれは理念として、こういう方向で進めていきたいというものを示すという、そこでいいんじゃないかと思うんだけどね。

○委員

「総」が入るということで、市民みんなが、自分も入るんだという、そういう意識で、インパクトがあるのでは。

○委員長

憲法とか、そういうのは全部そうだよ。日本国民は正当にどうこうっていうあれだって、憲法の精神をあらわしているだけで、日本国民全員に聞いたわけでも何でもないんだよね。

じゃあ、今のところは、さっき教育長が言ったように、国のこういうようなところから、こういう言葉が使われているので、それを参考にさせていただいたというようなことをつけ加えて、そしてここへ持ってくると、そういうことでいいですか。

じゃあ、まずはこれで、そうしてみるかね、このところについてはね。また、同じような問題が後で出てくるかもしれないですけども。

では、32へいきます。

自然・人・歴史文化の自然と人がわかりにくい。とても保守的な感じを受ける。新しいものに目を向ける視点が一つは欲しい。キャリア教育、まちづくり、発展への夢など。

○委員

自然と人は、新城だけでなく、どの地域にとっても大切な宝であり、学びの基盤です。新しいものを加えることも大切ですが、何を加えるかが難しいです、とちょっと逃げましたが。新しい部分は、この文言では入れにくいということがあります。

○委員長

自然と人がわかりにくい。わかりやすいような気もするんだけど。変わった受け取り方の違いだね。

○委員

保守的という感覚は、ちょっと理解しづらいんですが。

○委員長

例えば、自然についていえば、新城のジオ百選とか、あるいは、前々から教育長さんがよく言っている、日本の百選の中に新城のいろんなものが含まれているだとか、あるいは、ごく一般的に考えても、この新城というのは、日本の中でも非常に豊かな自然に恵まれていると思うので、これについて、とりたてて抵抗感はないように思うんだけど。どうなのかね、その点は。

○委員

この方が、そういうものに対して、馴染みがないというか、いい思い出がないんじゃないでしょうか。

○委員

とても保守的な感じを受けるというのは、保守的な感じを受けるという、そういうことなんだろうなって思っただけ。どこをターゲットにするのかっていう話をしたときに、この方が例として挙げているものって、人だったり自然だったり、歴史だったり、今ベースにあるものの上に、ここから先、私たちが組み立てていかなきゃいけないものだと思うので、基盤なのか、その上の構築物なのかという違いがあるんですよね。言っていることは、全然そこで違う。

一つぐらい新しいものを入れる。一つだけ新しいものを入れるぞって、そのこと自体が、バランスとしてはすごく、何か難しいのかな。難しいというか、そのこと自体で、言いたいことっていうの、崩れてしまうわけですね。

新しいものをどうするのかということであれば、「わたしたち新城市民は」のほうにある、感動、創造、貢献の喜びという、その中で私たちが一体、何をこれから目指していくのか、何を問題にして取り組んでいくのかということに、ちょうどあってくる言葉だったりすると思うので、この人が求めていることっていうのも、もう少し包括的な形で表現をさせていただいておりますという、この言葉の中にそういう、あなたが思っただけのことを私たちは込めました、という答えができるかなという気がしました。

○教育長

こんな表現どうでしょうか。「基盤です」の次に、今日的な新しい課題については、新城の三宝に立脚して、学校教育で積極的に取り組んでいきます。

○委員長

もう一回、お願いします。

○教育長

今日的な新しい課題については、新城の三宝（自然・人・歴史文化）に立脚して、学校教育等で積極的に取り組んでおりますと。

○委員

学校教育だけじゃなくて、生涯学習と。

○教育長

学校教育や生涯学習として「等」で今入れたんだけど。ただ、キャリア教育は、両方だよ。

○委員

キャリア教育も。

○教育長

まあ、学校教育もとっちゃって、新城の三宝に立脚して、積極的に取り組んでいきますと、そういう形かな。

○委員長

それじゃあ、最初の一文はそのまま生かして、「基盤です」の次に、今言われたことをつけ加えると。

はい。それと、私が思ったのは、この人がいう、キャリア教育だとかまちづくりだとか発展への夢などは、例えば男女平等だとか、人の輪を広げるだとか、近隣地域に貢献しということ表現されているわけだから、やはり同じような意味合いが、表現されていますよということはいかなとは思っているんですよ。

それでは次へ。34、「形骸化してほしくないので、よりシンプルにわかりやすく」がいいと思う。共育の考え方はそこだし、周囲がまず成長していかねばと。

○委員

シンプルなわかりやすさを目指し、崇高な理念、行動規範を示したものがこの教育憲章となりました。

○委員長

いいですかね。

○委員

この方は、もっとシンプルにしてほしいということなんですか。それとも、もうこれはシンプルになっているということなんですか。

○委員

もっとシンプルにという意味合いです。

○委員

そうですね。

○委員

難しいという、受けとめ方。

○委員長

多分、言葉が難しいということだと思うんですよ、一つは。

ただ、そのことについては、おとつい話をしたので、それでいいかなと思っているので。

じゃあ、いいですか。まずは次へいきます。

39、教育憲章という形で、新城市の目指す教育を示すことが、教育の中立性を継続して保つことにつながり大切であると考えます。

また「三宝」や「共育」を新城教育の中心に据えて起草されている点が、特によいと考えます。

○委員

教育の中立性を守る防波堤として教育憲章を策定しました。新城三宝、共育で新城教育の特徴が表現できていると思います。

○教育長

特徴を表現していますのほうがいいかな。

○委員長

「特徴を表現しています」ね。

43、「「新城の三宝」を誇りとし、「共育」を市民総ぐるみで進めます。」と憲章の冒頭にうたわれているところが、インパクトがありよいと感じます。

学校内では、「新城共育12」が少しずつ浸透してきているのを感じます。これとともに、憲章も市民の方々に広がり、教育の輪が広がる新城市になることを願います。

これは、賛成意見ですけれども。

○委員

教育憲章の策定とその行動指針「新城共育12」により、学校、家庭だけでなく、市民ぐるみで共通目標をもつことができ、継続と連携の効果を期待しています。

○教育長

これ、意見のほうは、市民総ぐるみで進めるのがインパクトがあるといっているけど、回答のほうは、「総」を省いているけれども。

○委員

「総」は意識しなかったですね。

○委員長

そうですね。「総」をつけると。

○委員

先ほどからの意見が、全然逆ですね。

○委員長

でもまあ、総ぐるみであっても、「総」がなくても、意味合い的には、そんな変わらないね、これやっぱね。

じゃあ、それを入れるだけでいいですか、今のところは。

じゃあ、次へ。

44、教育の普遍性・多様性の中で、「共育」「新城の三宝」を生かした教育憲章を明示することは、意義があると思います。大人も子供もこれを機にさらに浸透していくことを願っています。

○委員

教育憲章の策定とその行動指針、行動指針と明示しましたがけれども、「新城共育12」により、学校、家庭だけでなく、市民ぐるみで共通目標を持つことができ、継続と連携の効果を期待しています。

○委員長

これ、行動指針でいいんですか。

○委員

理念、規範、指針という位置づけですよ。

新城教育は、たしか理念で、わたしたち新城市民は規範と書いてあって、12を指針と表現したということです。その色分けが、色分けというか、言葉の使い分けが、ぴったりかという、そういう意味ですよ、今言われたのは。そういうことじゃないの。

○委員長

はっきりしといたほうがいい。語句の使い方を、何カ所か出てくるので。

○委員

ちょっと、私は理念があって、行動目標があって、指針があるなというふうに思っておったんだけど。どっちかいうと、行動目標というのか、そういう感じ。

○委員

私も規範という言葉、ちょっと強さを感じるので、目標ぐらいのほうが。

○委員

共育12を作成するときに、家庭・地域教育推進協議会で提案する場があって、その場では共育12を表現するときに、これを行動指針という言い方をして作っていたものから、行動指針と回答しました。

○教育長

今の、一番上が理念だね。「新城教育は、」の理念だよ。「わたしたち新城市民は、」は行動目標。

○委員長

私は行動目標と思っています。

○委員

委員は、規範という表現の仕方を、それまでされて。

○委員

規範という表現は、「共育12」には使ったことはないです。

○委員

そうですか。

○委員

これはそのままかどうか分からないけれども、34番のところの、理念と規範というふうにして書いてあるんですけども。さっき、どこかになかったかな。

○委員

共育12のところは、規範ということではなくて、ここを言っているのは、前文のところですので。崇高な理念にあたると思います。

共育12のところという、行動指針というように。この前は、実践項目と言いましたかね。そんなことを多分言われたと思うんですけども。

その表現をいろいろな言い方をするよりは、統一してすっきりさせた方がいいですね。

6項目は、実践目標にするのか、行動目標にするのか、共育12は行動指針にするのか。

○委員

共育12は、既に行動指針というふうにしてやっているわけですよね。そういう位置づけを。

○教育長

合い言葉として。だから、実践目標とか項目とか、言い方としてはいろいろある。でも、一番、具体のところだね。

○委員

固定化したものではないので、そういう言い方をして取り組んでいましたので。

○教育長

だから、真ん中をどういうふうに言うかということによって、別表の言い方が変わってくるんだよね。

1番の理念は間違いない。これは、真ん中の本文は、行動目標なんだけれども、非常に、まだ概括的であり、抽象的であるわけなんですね。

○委員長

そうだね。抽象的だよ。

○教育長

だから、そういう面では、目標でいいと思うんだよね、こういうふうに。しかも、述語を、貫きました、つくりました、として行動でまとめているので。そういう面では、行動目標になってくると思うんですよ。

だから、別表をどうするかといったときに、同じ行動という、同じ用語を使うよりも、別の用語にしたほうがいいかなと。そうすると、各学校や公民館活動やPTAでも、実践項目として、合い言葉として使うので。しかも、別表という形なので、これはもう項目なんだという、もうちょっと下げた概念の言葉で、実践項目ぐらいにしたらどうかと。

そうすると、同じ用語が三つについて使われなくなるので。理念、行動目標、実践項目。

○委員長

じゃあ、今のはそうしておきますかね。

○教育長

とりあえず。

○委員長

とりあえず。理念、行動目標、実践項目ね。

今はそうしておきましょう。またやっていくうちに、少し違う意見が出るかもしれないけど。

今のところ、いいですか。

44、新城の普遍性・多様性の中で「共育」「新城の三宝」を生かした教育憲章を明示することは、意義があると思います。大人も子供もこれを機にさらに浸透していくことを願っています。

○委員

教育憲章の策定とその実践項目、「新城共育12」より、学校、家庭だけでなく、市民ぐるみで共通目標を持つことができ、継続と連携の効果を期待しています。

○委員長

ここで、私、こういうふうにとろうと思った、今思ったんじゃないくて、前に読んだとき思ったことは、これらの皆さんの御意見というのは、非常に似通っているの、回答するときも、一つひとつに答えなくても、ひっくり返して答えてもいいのかなという感じがしたんだけど、そこら辺はどうなのかね。やっぱり一つひとつに、同上というわけにはいかんかもしれないですけども。

枠をとっておけば、大体、あれなんですけれども。一応、一つひとつに答えるべきなのかね、これって。

○教育長

両方の考え方があるので、何とも言えんですけれども。

この罫線を消して、一括して答えるという答え方、同じようなものにしたという答え方は、その考え方で答えられるんですけれども。

○委員長

教育総務課の方で、こういう罫線を抜いたやつをつくってくださったので。これ、一括して答えると、そういうことかなというふうに思っておったんだけど。そういう意味でもなかったんですか。

○教育長

いや、そういう意味です。

○委員長

基本的にそういう意味合いですよ。

だから、今の、委員さんもきっとそこら辺、苦勞されたと思うんだけど、ほとんど似たような質問に対する答えだから、答えも似ちゃいますよね。

○委員

どうしてもそういうことがありますね。

○委員長

当たり前だよ、それは。同じことを答えるんでね。

○委員

ただ、この質問をした人は、回答が公表されるということで、自分が質問した項目のところを必ずチェックしますよね。ちゃんと答えてくれているかどうか。そうすると同じような質問をまとめるような答え方になると、どうかなということもありますので、ここは一人ひとりに対する回答にすべきだろうなと思いました。

○委員長

なるほどね。あらかじめそう思って、面倒くさかったけどやってくれたわけだね。

○委員

私、これを読まさせていただいて、物すごく優しさというんですか、それを感じたんですね。先生方、頑張ってるって。あなた方のこと、理解してますよということ、すごく

わかったので、このように一つひとつ、先生のお立場になれば、答えていただくということはあるまいか、うれしいことだと思っています。

○委員長

一応、基本的に、一つひとつ答えてね。わかりました。

○教育長

意見をお寄せくださった方からすれば、まとめて答えているのか、同じ回答ではあるけれども、答えてくれているのかということの受けとめ方。せっかく御尽力いただいたパブコメに対しての、こちらの誠意をどう伝えるかということにおいては、確かにそういうことと言えるよね。

○委員長

じゃあ、ここら辺は、あと、みんな賛成意見が多いので、似たようなことになると思いますけれども。

50へいきます。新城市がこれから発展、活性化するためには、これからの新城市民を養わなければなりません。

新城で育ち、新城のよさを体感し、そのよさを誇りにして生きる新城市民をふやすために、「新城の三宝」を生かしたふるさと学習の推進、地域とのかかわりを強くした「共育」の推進を、今後とも安定的に継続していきたいと思います。

○委員

教育憲章の策定とその実践項目「新城共育12」により、学校、家庭だけでなく、市民ぐるみで共通目標を持つことができ、継続と連携の効果を期待しています。

○教育長

そこ、一つひとつに回答するときの難しさは、同じ回答になると、同じ回答だけれども、意見によって言葉をかえて答えていくかということの一苦労というか、心を砕くかどうかというところがポイントになると思うね。

コピーしただけじゃないかと受けとめられるのは、また逆に難しい。

○委員

内容的に、同じ回答で問題ないというニュアンスでしたので。

○委員長

またあと、総括的に考えるということで。

では、51、「共育」を市民総ぐるみで進めるために、地域教材を生かした授業を構想し、「新城の三法」をふるさととの誇りとする子供の育成を目指していきたいと思います。

○委員

よろしく願いいたします。

○教育長

同様に考えていますとね。

○委員長

うん、同様に考えていますと。

今の、よろしくじゃなくて、同様に考えています。

新城にはすばらしい自然・人・歴史文化がたくさんあると思います。子供たちが「新城の三宝」を知り、学ぶことにより、心豊かな人間性の確立を目指していきたいと思います。これも、同様にしていいですか。

次へいきます。

53、それぞれの学年で校区を学び、子供たちに地域のよさを感じさせることが、地域への誇りへとつながっていくと思います。

○委員

そのとおりだと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

「そのとおりだと思います。」は残して、同様に考えていますと。同じようなこと。同じ言葉ですから。

○教育長

例えば、52のところで、この人は新城には、自然・人・歴史文化はすばらしいものがあるということなので、この三宝を強調しておるわけなんでね。

だから、この新城の三宝に、例えば新城の三宝に多くの市民が気づくようになると思いますとか、あるいは、実際、宝があっても知らないというのは、その市民の新城市民に対する一つの捉え方なものですから、そこらあたりどう答えていくかということ、あると思うんですね。ジオパーク構想にしてもそうなんですけれども。

○委員長

52については、新城の三宝に多くの市民が気づくようになるのと良いと思いますと。

そういうことですね。

○教育長

三宝の良さに、ですね。

○委員長

「三宝の良さ」にね。

○教育長

例えば、53番だと、そのとおりだと思いますと。校区を、多くの市民が歩いて、実際に歩いてね。歩かないもんね、今。わずか100メートル、200メートルのところ、車でビュッとだもんね。

だから、校区に学ぶためには、校区を多くの市民が歩けるようになると思います。安易に車を使わず、歩いて生活できるようになると、変わりますと。

○委員

ここ、この人たちは学校の先生で、学校現場でどうやってその三宝を生かしていくのか、というところをおっしゃっているのですね。なので、地域活動の中に先生たちが入っているかということ、なかなかそうはならないと言ったら変ですけども、ちょっとその役割というか、地域の人たちに、もっとやって、進めてもらえるとうれしいなというところなんです。

そこが、もっともっとみんなで一緒にやってほしいというふうなところを踏まえての、

先生の御発言だったと思うので。

今のおっしゃり方をするのであれば、そういうことを地域の人たちがたくさん御存じだ
と思うので、そういう三宝を知るということを、どんどん地域の人たちの力をかりてやっ
てくださみたいな形だったら、先生に対する回答になるし、地域ぐるみでもっとやって
いってよという、大人に対しても、もっと歩いてよというふうなことであるならば、別の
場所でいってもらいたい。地域の人から意見に対して言っていたか、それかもう少し、
総括的なパブリックコメントをいただいてという声明を出すのか、どちらか。

○教育長

新城共育の日の活動を見ても、例えば東陽小なんかは、学校から地域に打って出て、地
域の三宝を、地域の人とともに、子供たちも一緒になって味わっていきこうという、そんな
感覚ですよ。

それから、別の学校では、例えば鳳来西小あたりだと、閉校になった学校に、地域の人
や子供たちが集まって、そこでその地域のよさを体得していきこうというような活動をして
いるし、やっぱり双方どちらにという形じゃなくて、双方向で活動していくことが、共育
の一つの行動様式だと思うので。

ただ、不足しているのは、その両方とも、地域に打って出るという部分も非常に不足し
ているし、その一人ひとりの家庭においても、地域内を動くということについても不足し
ているし、それらが復活しない限り、共育は実現出来ないし、三宝の良さを発見すること
もできないと思うんですよ。

だから、そこらの働きかけが、行動パターンとして定着してくると、まさに地域は活性
化し、まちづくりができてくると思うんですよ。

○委員長

ちょっといいですか。

今のペースでやると、とてもじゃないができません。こういうやり方ではだめなので、
もちろん、本当はこういうスタイルの話はしたいですよ。時間があつたら。だけど、今日
はあと2時間しかないし、あともう1回しかなくて、これを完成させないといけないもの
ですから、もう賛成のところについては、どんどん飛ばして行って、とにかくこれはどう
なんだという質問だとか、反対意見のところは時間をかける。

ちょっとそういう進め方をしないと、大体が、全体で大きく9ページありますよね。ま
だ1ページもいってないので。今日は、せめて6ページぐらいまでいきたいものですから。
賛成意見は後で文章は考えるとして、とにかく、気のついたところだけ意見言ってくださ
い。あとは読み飛ばしていきます。

○教育長

そのほうが効率的ですね。時間が限られていますので。

○委員長

そうしないとね。

○教育長

それじゃあ、そのような進め方でいきましょう。

○委員長

じゃあ、同様に、以下、54・55・56・57・58は、みんな賛成ですので、ちょっと飛ばします。じゃあ、2ページへっていただいて、59・60も賛成意見ですね。

ちょっと、63については、コメントもあるので読んでみます。

戦後70年。戦争経験が風化しつつある今、日本国憲法の三つの柱のうちの一つ、平和主義を貫かなければなりません。そのためには、教育の中立性が重要となると思います。

○委員

教育憲章策定の背景には、首長の権力により教育の中立性が脅かされないようにするためです。平和主義も当然含まれます。

○教育長

損なわれない、脅かされない。どちらでもいいね。

平和主義も当然含まれます。ここのところは、いろいろな感じ方があるのかもしれないけれども。

○委員長

ちょっと、ここら辺は考えなければいけないところ、あるかもしれないですけども。

次に、一つ質問があるんですね。次の80番については。

ずっと読んでいって、共感できましたと。一番最後に、「築ける→求める」がよいのではないのでしょうか、という。

○委員

「求める」は「築ける」よりもやや力強さに欠けるように思います、というように答えましたが。

○委員長

ここ、どうでしょう、それでいいかね。あと、現実の生活に密着しているほうは、築けるのかなということですね。そういう感じがするんですけども。

○教育長

63、「平和主義も当然」のところ。「平和主義を貫くためにも必要なことと考えます」と。

○委員長

「求める」は「築ける」よりもやや力強さに欠けるという、そのところはどうか。国語の、言葉の問題にもつながってくるんですけども。

○教育長

やっぱり、自他の幸福は求めるだけでなく、築けることが大切なことであり、人生の目標として必要なことなんではないかなと。幸福な家庭を求めるのではなくて、幸福な家庭を求めることによって、その努力をすることができ、築くこと。夢を描くことは誰でもできるんだけど、築くことは誰しもできないと。そのプロセスにおいて、きちっとした努力なり、苦勞がないとできないわけなので、やはり築くことのほうが大切である。力強さじゃなくて、大切であるというふうに考えますということですね。

○委員

実現する力を持っているということが、非常に大事だという、そういうこと。求めるだと、ないから欲しいんだというような感じに思われかねないんで。

何かそういうニュアンスだったような気がします。

○委員

求めるだけでなく、築けることが大切だと考えます、でいいんですか。

○委員長

じゃあ、そんなところでいいですか。

自他の幸福は、求めることよりも築けることが大切ですと。大切だと考えますと、それでいい。

その次が81番。「中立性・継続性・安定性」の記載は、「中立性・継続性」でよいのではないのでしょうか。法規の改正による、教育行政の大きいな変革への説明・新城市教委としての考え方として用いていると思われまます。安定性は、哲学的には停滞の意味に使われることが多いです。プロセスを重視し、発展させようとする意志が強いのであれば、一方で、政治的にならぬ配慮が必要であることを承知の上で、安定性を前文記載することには違和感を覚えます。

これって、前に出たんだよね、これ。

○委員

中立性だけでいいじゃないですかっていう、そういう意見ですね。

○委員長

ありましたよね。

ただ、このことは、もう既にも書いてあることなので。こういう答え方については。また同じことを書いておくんだね。わかった、256番です。

事務局でつくってくれた2枚目のところ、上から二つ目の256の、考え方の真ん中やや下のところ。「中立性・継続性・安定性」については、国においても大事にしている部分であるため、それを尊重し使用することとします。言葉の意味を説明する文章を別途つけ加えます。このあたりでは。

○教育長

こちらの答えも同じ様な答えなんで。

○委員長

じゃあ、一遍読んでくれますか。

○委員

「中立性・継続性」でも問題はありませんが、教育行政の法律に用いられる用語として「安定性」も加えられる場合がほとんどですので、それに倣っています。

○委員長

一応、こういう回答なんですけれども。

○教育長

ちょっと待って。問題はありませんじゃなくて、問題はあるので。

「中立性・継続性」だけでなく、教育行政の法律に用いられる用語として「安定性」も

加えられる場合がほとんどですので、それに倣っていますと。

○委員長

そういうことです。

256にもあるので、それを使ったような回答をしていただければいいかなと思います。

109. これも、ちょっと質問があります。

「共育」の言葉や概念等を、教育関係者以外の一般の方にもっと浸透させるとよいと思います。

毎月12日前後の無線放送で、「共育12の日」を紹介していますが、無線放送では聞き流されるため、アピール力がいま一つ足りないような気がします。集合住宅には無線放送の設備もなく、「共育12」が浸透しづらいと思います。「共育とは何か」を示したものを、全戸配布するなどアピール方法を工夫して共育の概念を市民に広く浸透させることで、市民総ぐるみで進めることができると思います。

○委員

同様に考えています。共育の趣旨や「共育12」のガイド版を作成し全戸配布していくことも検討しています。

○委員長

ここはどうですか。

○委員

予算がとれないだけで、要望だけは前にしておるんですが。入れていいものかどうか。

○委員

全戸配布でしたっけ。今、考えているのって。

○委員

全戸配布でできればということですが、どうなんでしょう。

○教育長

やっぱり継続的な働きかけが必要だろうね。

それから、無線放送と「広報しんしろ」でも毎月やっているよね。だからまず答弁としては、毎月、無線放送と「広報しんしろ」で、全市民に広報していますと。全市民を対象に広報していますと。

○委員長

既に配布しとるんだった。

○教育長

いやいや、広報しんしろのこと。あそこに今、1面か2面かある。去年は1面でずっと。

○教育部長

必ず、その部分を割いてやっておりますので。毎月の標語の意味も書き添えてやっています。

○委員

それと、もう一つお聞きしてよろしいでしょうか。

集合住宅に無線放送の設備は、本当にといたら失礼な言い方ですが、ないのですか。

○教育部長

この無線放送は、防災行政無線の戸別受信機のことですが、強制配備はしておりません。ですので、強制ではないのです。

○委員

手続をすればという、そういうこと。

○教育部長

そういうことです。ですので、集合住宅に入ってみえる方々というのは、仮住まいみたいな方もみえるものですから、要らないよと言われる方もみえるんです。

これは、自分が情報を積極的に得るか、どうなのかという考え方の違いなものですから、それを、嫌な点を強制的に設置しちゃうということはできないという考え方で、今、おりますね。

ですので、ここで言われているとおり、防災行政無線が無い御家庭もある。もっと言いますと、例えば広報の配布なんかも、以前は、組のおつき合いはしないといわれる方がみえるんですね。そうすると、区長さんや組長さんが把握できないという形になって、そうすると配られないという形になっちゃうんです。

これはやっぱり、幾ら何でもまずいんじゃないかということで、組のおつき合いをしない方は、直接、郵送するというような形で、対応していたんですね。

○委員

この回答で、ガイド版を作成して全戸配布というのは、本年度の予算は昨年どおりだとこの前の教育委員会会議で言われたので、今年はガイド版ができることはないですよ。ですから、こういう回答を入れていかどうかというのは、予算次第ですので。

○委員長

後で嘘になってはいけないのでね。

○委員

憲章と一緒に、広報していきたいと思います、というぐらいだったら言えますよね。それをどういう形で配るのかということは問題がありますけれども。

○委員

検討しています、ぐらいだったら。

○委員長

検討していますならね。

○委員

いろんな手を打っていかないと、なかなか浸透していかないものですからね。

○教育長

1回やって終わりじゃだめなのでね。

○委員

広報もそうですし、いろいろな事業を通して、共育の浸透を図ってまいりたいと思います。皆様の御協力をよろしく申し上げますというのが。

○委員長

その辺のことを書いておいてもらうということだね。

○委員

ただ、集合住宅に無いというのは、それは集合住宅も一般の住宅も、希望される方には、できますよということは書いておいたほうが良いですね。

○委員長

そうですね。

○教育長

だから、集合住宅でも、例えば50戸あれば、希望する方のところへは入っておるわけだけれども。

○委員長

そういうことですね。

○委員

この文面をみると、そういう感じではないんですよね。

○委員長

集合住宅に入っていないというふうになっちゃうんですね、これ。

○委員

入れてもらえないというようなニュアンスですね。

○委員長

現在でも、集合住宅であっても、希望されるお宅には入っていますということを、そこに一言入れておかないといけないでしょうね。

次へいきます。

ずっとって、128。現在の教育を取り巻く諸問題を解決する場合、新城市は学校と家庭の両方に重きを置くべきだと考えています。

あとはもう賛成なので。

○委員

共育のねらいは、まさにそこにあります。学校を拠点に地域の人々と子供たちとの交流が広がるのが大切です。家庭教育への支援にもつながるものと考えます。

○委員長

いいですか。じゃあ、飛ばして134。子供を教育する者として忘れてはいけないことがあります。「学校」「地域」という囲いの中だけで物事を考え、子供を指導してはいけないということです。社会の変化に対応しながら、自分の生活を見詰めることや、広い視野に立って考えることができるような子供を育てなくてはならないと思います。

次からです。教育の中立性や共育と社会の変化に対応する子供の育成とのバランスが、私個人として悩むところです。

○委員

社会の変化への対応は忘れてはならない観点だと思います。ならばこそその教育憲章策定でもあります。

○委員

この方がおっしゃる地域というものは、閉鎖的に、非常に狭い意味の地域という捉え方をしていると思うんですね。

生きている社会というふうな捉え方をしてくださいねということができると良いなど。その中で最も子供にとって身近な地域が、一体何ができるかという観点で、地域というふうに言っていると思うので。

○委員

私、地域ということに対して、例えば幼児においては家庭にあって、それから小学生にあっては家庭と、身の周りの地域であって、中学生になると、地域と日本という国。それから高校生になると、日本と世界というふうに、だんだん段階を追って変わっていくと思うんです。

だから、囲いの中だけで物事を考えるということが、もう既にその方は狭いのではないのかなという気がするんですけども。

例えば、幼稚園の子供に世界のことを話しても身近ではないですし、大げさに言うと、この方自体の考えが、もう狭いというとあれですけども、狭い区域で考えておられるところもあるなというような気がいたしました。

○教育長

この文書の回答なんだけれども、時代や社会の変化への対応や、グローバルな視点は不可欠ですと。シンクグローバル・アクトローカルな人材育成を教育憲章でも目指しています。

だから、アクトローカルな面が、非常に表面に出ているんだけど、それらのことは、全部シンクグローバルのほうにつながっているというふうに考えておるわけですので。

○委員

何も共育で全てを賄おうとっているわけではないですけども。そこのところを、これで完結しているかのように、共育だけで完結しているように思っていたく必要は、本当はない。実際に、皆さんに見学に行っていたとしても、あれしちやだめですとか誰も言っていないんだけども。ちょっと縛られしまっているという印象なんですね。

○委員長

じゃあ、次の3ページにいきます。

169は、回答してありますけれども、これ賛成意見なので。

181、「中立性」の意味を一般人がどれだけわかっているか。それがわかっていないと急に教育憲章が出てきたと市民に思われたいだろうか。

○委員

そのためにも議会の承認を得ること、市民への広報に努めていきます。ここは努めてまいります、ですね。

○教育長

議会を市議会にしておきますか。

○委員長

中立性の意味を、一般人がどれだけわかっているかということについては、どうですか。

○委員

これ、同じような意見がありましたね。

○委員

はい。中立性については、別途、述べさせていただきますということでいかがですか。

○委員長

中立性については、どこかで書いてあったですよ。

○委員

中立性の言葉の語意を、また別途、説明しようというふうに書いてありましたよね。

その語釈を皆さんにも読んでもらいたいわけで、この人はわかっているんですね、当然。一般市民はわかっていないよというふうに言っているの。この人に中立性の意味を説明しろと言っているんじゃないかと、委員が答えてくださったように、その辺を伝えていきますよ。まず、この場合は、中立性の言葉の意味のことを注釈してますので、こういうことから初めていきたいと思いますという回答かなと思います。

○委員長

中立性については、別途、説明していますということで、このままでいいと。

182、「叡智を磨き」や「教育の普遍的な使命」とはどういうことか、一般市民にとっては解説がいるのではないかと。

○委員

浸透していくことで徐々に理解されるものと思われませんが、検討させていただきます。叡智とは「すぐれた知恵、深い知性」で、「普遍的な使命」とは、いつの時代も変わらない教育の根幹です。

○教育長

「検討させていただきます」は要らんじゃないかな。「理解されるものと思われま

○委員長

次に205へいきます。市民憲章の頭に「わたしたち新城市民は」とあるので、新城市の市民憲章であるとわかるものの、「新城らしさ」に乏しいというか、どこの市の市民憲章であっても言えるという気がしました。

○委員

前文冒頭に「新城の三宝」「共育」を入れ、新城らしさをアピールしたつもりですので御理解ください。

○委員

205番と206番ですが、新城「市民憲章」って出ているんですね。これ、「教育憲章」の間違いなんですか。市民憲章でよろしいんですか。

○教育長

市民憲章じゃないですか。市民憲章は新城らしさに乏しいんだけど、教育憲章は、新城らしい用語一覧みたいなのを散りばめられているんだよね。

○教育部長

市民憲章は、前文書き出しが「わたしたち新城市民は」で始まっています。

○教育長

だから、このとおりなんだよね。

○委員長

市民憲章については、そういうことだということをお願いしたいわけですね。

○委員

そしたら、その答えというのは。

○教育長

だから、教育憲章では、前文冒頭に「新城の三宝」「共育」を入れ、新城らしさをアピールしていますと。

○委員

教育憲章では入れればいいですね。

○委員長

同じようなことが206にもあって、ちょっと、先、読みますよ。

他市では、市民憲章の前文を読むと「あ、これは〇〇市だ」とわかる書き方がしてあるものと、新城市のような書き方がしてあるものに分かれています。これ市民憲章ですよ。

市民憲章の考え方で、どちらがいいのか私自身、よくわからないのですが、特異性があるてもいいような気がしました。そう考えると、今度は新城教育憲章ですね、今度はね。前文には「三宝」「共育」など、新城でも認知度が高くなった言葉が使われ、新城らしさが出ていて良いのではないかと感じます。ただ、普通の市民が「叡智」「普遍的な使命」「中立性・継続性・安定性」などの文言を理解することは難しいのではないのでしょうか。

○委員

市民憲章も教育憲章も、どちらも新城らしさがなければ策定の意味がありません。一方では教育の普遍性や格調の高さを考慮し、このような前文になりました。確かに難しい表現かもしれませんが。浸透していくことで徐々に理解されるものと思われれます。

教育憲章の本文の一つひとつの文言の説明を加えることは難しいので、語句の説明書を別に加えることも必要かもしれないので、検討させていただきます。

ここも、後半はちょっと直さないといけませんね。

○委員長

まず、最初の1文がちょっと気になるんだけど、市民憲章についてすごく否定的で、市民憲章はダメだとなつてはいけないので。

○委員

私は、市民憲章も文章だけ読むと、どこでも当てはまるなということがもちろん書いてあるんですけども、今までいろんな市民会議の中で、いろいろもまれてきて、これは大事だよって思ってきたことを反映した形になっているなと思っているので、ぱっと見て、そういう新城だなという形ではないかもしれないですけども、ああ、経緯を踏まえているなというの、私は感じます。なので。

○委員長

そういう書き方をしてもらわないといけないね。

○委員

実は、そういう今まで積み重ねてきたものがあらわれているので、またそう思って読んでいただけるとありがたいとか。

○教育長

そのコメントの必要性はないんじゃない。これ、教育憲章のところなので。

○委員

そうやって思ってらっしゃる方がいらっしゃるということに対して、市民憲章のほうで、この辺の説明を、またやっていただけるといいなど。

○教育長

それは、市民憲章策定委員会のほうでやっていただければということですね。

ただ、教育憲章策定のプロセスでも、どちらのスタンスをとるかということは、議論してきたわけですので、そんな中で一般論ではなくて、新城のオリジナリティーを大事にしていこうじゃないかという考え方のもとで生まれてきた憲章ですので、それを尊重していきたいなというふうに思いますね。

○委員

「語句の説明書を別に」って、これはいかがですか。必要かもしれませんので、検討させていただきます、というほかにも通用することなんですが。

○委員

それも256でしたっけ。そこの、別途つけ加えますと、説明する文章をつけ加えますのでと、そこのところで控えてもいいんじゃないかなど。

○委員長

そういう語句については、何回か出てくるよね。だから、今日配付された2ページの上から確認すると、256ページのところに、言葉の意味を説明する文章を別途つけ加えますとあるものですから、それをこういうところにもどんどんやっていってもらえばいいかなと思います。じゃあ、そこはいいですかね。

次、238、「教育の普遍的な使命」とあるが、説明がなく内容がわかりにくいも、同じですね。

○教育長

「確かにそのとおりです」は取りましょう。

○委員長

240、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の幸福を築ける人。

「叡智を磨き」ここに「、」を入れろというようなこと、どうですか。

○委員

確かにそのとおりです。修正させていただきます。

○教育長

これも議論したと思うんですけども、命を尊ぶこと、自他の幸福、ここらは特にかかわるんだけど、叡智を磨き心身を鍛えるというのは、かなり学校教育で担う一連の活

動だというふうに思うんですね。

そんなところで、読点を入れずに、一つながりの言葉にしたという過程があるので。

○委員長

ここはちょっと直さないかね。書いてあるものをね。

○委員

そうすると、やっぱりこれ、読点はいれないでそのままですね。

そうすると、叡智を磨くことが心身を鍛えることになるというふうな意味合いになるわけですね。

○委員

ここは、生命を尊重すること、それから自己を磨きたいということ。そういう位置づけなんですよ。

その並立するものが、この三つということではない。ブロックの作り方が違うので、命、それから自分を磨く、それからそのうえでになるのかな、自他の幸福を築ける人をつくっていききたいということ。

○委員長

だから、このところは、一文、叡智を磨き心身を鍛えるという、一続きの文章であるという、そういう説明を、ちょっとしとかないかね。

○教育長

命を尊ぶ生命の尊厳というのは、もう大前提の話で、もういかなる人間であろうとも命を尊ばなくてはならない。そして、その大前提のもとに、人間として、叡智を磨き心身を鍛える、この学びの活動をする。そして、その結果として、自他の幸福を築ける人間になっていくんだという、そういうブロックごとの言葉なんだよね。

○委員

3段階になっているということなんですよ。

○委員

わかりました。理解いたしました。

○委員

私は、叡智を磨くことと心身を鍛えることとは、ちょっと違うというふうに受けとめたものですから。しかし、その両方を合わせると、自他の幸福を築ける、というようにつなぐことであれば理解できます。

○教育長

読点を取った意味があるんです、ここに。

○委員

わかりました。

○委員長

260、新城教育憲章の今後のポイントとして、どう市民全体に広げていくかである。「市民総ぐるみ」と表現されている以上、いろいろな手法を考えたい。私自身、行政区の区長を2年間経験した立場から、公民館活動へのプッシュが有効と考える。新城共育12

のさらなる広がりも含め、各行政区・各公民館へのアプローチを期待する。

○委員

市民への浸透を図るためには、さまざまな手だてを継続的に講じていくことが必要だと思います。行政区、地域自治区、公民館等が家庭、学校と一体となって共育を推進していくことが大切です。

○委員長

いいですね。

○教育長

ただ、アプローチについては答えてない。大事なのはアプローチを期待するということなので。市の教育行政についても、生涯学習では、これがメインになってくるわけですので、そこら辺の回答をここに入れるかどうかということなんですね。

○委員

具体的に、そういうことを少し挙げて取り組みも始めていますので、お力添えをお願いしたいと思います、とか。

○教育長

こうした取り組みをしていくので、一層のお力添えをお願いします。

○委員長

いいですか。

網かけ部分は、もう既に答えてあるものですから、省略をしていって、下から三つ目の18。これからの時代、国際的な視野が大切になる、外国人を受け入れる、海外に発信していく視点が入るといい。

○委員

多文化共生、人間尊重に含まれています。

○委員長

ちょっと似たような言葉で、もう1個先を読みます。

19、障害者や高齢者と「共生」していくという意識を、学校教育の中でもっと育てたい。
はい。

○委員

敬老・人間尊重に含まれています。

○委員

この19って、それぞれの欠けているというふうなことを言っているわけではないと思うんですよね。共生って言うてくださっていること、共生というふうな言葉を私たちが使ったことに対して、自分がどんなことを感じたか。共生っていったら、そういうようなものをもっと大事にしたいなというふうにして、伝えたかったという感じだと思うので。

○委員長

質問というよりはね。

○委員

はい。なので、そういう答え方がいいかなあとと思います。

○委員長

上はそういう形でいいけど、下については、そういう共生の意識を大切にしていきたいですねと、そういうようなこと書いたほうが良いのではないかと、そういうことやね。

ちょっと、これで1時半済んだので、一遍、トイレ休憩も含めて、5分休憩したいと思います。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

○委員長

65飛ばして、83番、先日やりました。

85、③全てが手段を述べて目標を達成するといった文章にできないか。また、5のみ「共育」でと表現しているが、前文からすれば重複にならないか。

○委員

1は難しいです。共育はそれだけ重要視しています。

○委員長

この「1は」というのは、手段を述べて目標を達成するといった文章にできないか、というこのことですよ。

○委員

そうですね。

子供の人権保護、男女平等、共同、多文化共生など、ということですね。それを、「何とかをし」という、そういう言い方にできないかということ。

○委員長

これ、なかなか難しいね。

委員が書かれたとおりだと思うんですよ。最初のことは非常に難しい。だから、あまり、このことよりも、新城教育憲章では、前文で理念を述べ、次のところで行動目標を述べ、実践項目をつけ加えて、非常にわかりやすく、どういう組みやすいものにしてありますとか、何かそんなようなことを書くほうが良いと思うけど。

それでないと、こういう文章の書き方にしろと言われても、なかなか難しいのでね。

○委員

これは、答え方が難しいので。もう少しやわらかくしたいなというふうに思うんですけども。

○委員

今の委員長さんの、大きい答え方のほうが、無難でいいかなと思います。

○委員長

それから、5のみ「共育」でと表現しているのは、「共育」で幸せな家庭を築きというこのことですよ。

共育というのは、その下も共育12だし、別表も共育12なので、これについては、委

員の言うように、共育を大切に考えていっていますというような、そういうことですよね。

○委員

「共育」という言葉は、1回限り、ピシッと使ったほうが、スタイルとして決まるんじゃないかなという御指摘があって、それは確かにそうなんですよねということはある。

そもそも5と6を二つに分けているので、共育というのを。特に、前文でというところも、中の御指摘のところにあるんですけれども。二つ付いてくるというのは。

○委員長

「共育」という言葉がね。

○委員

特に、行動目標に。

○委員長

考えてみると、理念のほうで、命を尊びてあって、それから二つ目のところに、命に限りあることを知りとかがあるが、似たようなものがあることはあるんだよ。

○委員

まあ、上を踏まえて書いていることですから。

○委員長

うん、だけど上は理念で、次が行動目標であると、こういうふうに説明していくしかないかなと思うんですよね。

○教育長

回答の例として、85番。「手段＋目標」の表記を努力しましたが、目標を重視しました。共育については、目標の具体化を図っています。

どういうことかというと、前文では、共育を進めますということだけなんだけれども、共育で何をするかについては書いてないので、具体的に、幸せな家庭を築き、近隣地域に貢献し、絆を強めますという、そういう目標を書いているという。それでどうでしょうか。

○委員長

じゃあ、そういうことでお願いします。

148、多くを網羅し、隙のない憲章であると思います。「平和教育」の文言もあるといひとは思いますが。

○委員

前文の教育の普遍的な使命に含まれると考えます。

○教育長

いいんじゃないですか。かぎ括弧をつけるといいね。前文の「教育の普遍的な使命」にする。

○委員長

187にいきます。「教育」というと、学校教育と捉えてしまいがち。全市民が進めるということに誤解を受けないようにしたい。

○委員

市民への啓発、浸透に努めていきます。学校もよろしくお願ひいたします。

○委員長

この意見、全市民が進めるということに誤解を受けないようにしたいということは、どうということなのでしょうね。全市民が進めるように策定するんですよ。

○委員

全市民が進めるんだという、そういうふうに来てもらいたいと、そういうことだと思うんですけどもね。

前のほうが、学校教育と捉えてしまいがち。だから、そういうことじゃなくてということだと思うんです。

○委員

そうです。わかりました。

○教育長

学校教育だけでなく、生涯学習として、全市民で取り組めるよう市民への啓発、浸透に努めていきますと。

○委員長

だんだん教育長さんの語彙力に頼るようになってしまいました。

それから、次、207、内容の6項目もしくりで、決意表明としては力強い表現。また市民憲章より格調高い表現になっていますが、かなり難しい語句が並んでいます。誰もがわかり、胸にすっと入っていく文言であるかということ、少し遠いことのように思えてしまう市民が多いのではないかと私の老婆心が働きました。

私自身は、6の「共育12」だけでよいのではないかと感じます。

○委員

「平易に」の視点で作成していますが、市民を対象に格調高い憲章にするため、このような表現になっています。長い年月をかけて徐々に親しまれていく憲章になればと思っています。

○委員

ここに、かなり難しい語句が並んでいるとありますが、それに対する説明文は、つけ加えます、というふうに書いては。

○委員長

そうですね。前と同じような形で。

○教育長

もう一つ、共育12のことがあったので。共育12の実践を普及することで、内容についても徐々に親しまれていく憲章にしていきたいと考えていますと。

○委員

私が先ほどからずっと話をしている、理念があって、その上で目標があって、こういう実践項目という構成になっているよという、実践項目とは、現場では非常に大事になってくるんだけど、その上で、私たちに一体何があるのかということをお伝えしたいと思、こういうものをつくりましたということ、この方にお伝えできたらなと思って。

特に、多分、言っていることっていっても、これだけあればいいっていうのは、教育っ

ていっているところを、子供をどう育てるかということだけを、この方は多分、思っ
っしゃるんじゃないかなという気がするんですね。

もう少し、広い意味で、新城の教育のあり方を、目指すものは何なのかということ
らかにしましたということをお伝えする必要があるかなという気がするんですけども。

○教育長

だから、より広義、高次の次元での目標を示すということなんですよ。

○委員長

私も、理念、行動目標、実践項目と、そういう内容で書かれていますという、そう
いう答え方もあるかなというように思います。

270番、新城教育憲章4の「スポーツ」ですが、少子化に伴う教員数減により、部活
数を削減していかなければいけません。生涯スポーツとして、子供からお年寄りま
でできるような、市として力を入れているスポーツや特色があるとよいのかなと思
います。

また、新城教育憲章の3の「遊び」ですが、少子化が進み、帰宅後に友達の家へ
遊びに行ったり、休日に遊んだりとか、遊ぶことが困難になってきています。特
に山間部は厳しいです。子供たちが遊べる機会を設けていかないと、子供同士
で遊べない時代になってくるのかなと心配です。千郷学区ではそのような「遊
ぶ機会」を地域住民が協力し合って、設けているようです。今後もこの動きが、
市内に広まっていくのでしょうか。

○委員

教育現場の実態を踏まえた貴重な御意見をありがとうございます。

遊びの場をあえて設定しないと遊べない時代となりました。学校や公民館を拠
点として、地域住民が主体となって子供たちと交流できるようになっていくこと
が共育の目指すところだと思います。

○委員長

あと、市として力を入れているスポーツや、特色があるとよいのかなと思
います、なんて書いてあるけど。

○教育長

これ、目指して検討しとるんだけど、なかなかじゃあ、新城市の特色ある
スポーツは何かというのが生まれてこない。確かにグラウンドゴルフについては、
「グラウンドゴルフの里新城」とかやっているんですけども、学校教育の中
で、じゃあそれが定着していくかということ、まだまだ難しい部分があるし、
教育課程の中にもないスポーツですので。

○委員

これが子供スポーツだというのは、確かにないんですよ。それは一つに、集
約していくこと自体が、具体的にはすごい難しくて、子供からお年寄りま
で、みんな何々するみたいな話じゃあ、本当はないんじゃないかなと思
ってね。

ただ地域の環境だったりとか、そういうものを生かして、いろんなものが
スポーツとしてやれるようになっていき、トレランやDOSみたいなもので
取り組んでいることもあるし、学校の部活でも、そういったものに関しては、
一生懸命、みんなで検討してますというのが回答かなと思うんですね。

○委員

千郷学区での遊ぶような機会を、地域住民が云々って書いてありますが、どのようにして、何があるのかということ、また、調べておいてできれば確認するというんですか、していただければ、このところがよりはっきり、こういう運動、こういうことがあるのかということがわかることが、ほかにも広がっていく一つのポイントというか、そういうようになると思いますので、これはちょっと、どういうことなのか。

○委員

これ、プレイパークですよ。

○教育長

P T A活動としてのプレイパーク活動。

○委員

もうないんですか。

○教育部長

いや、昨年、初めてやって。今年も何かやりたいということを行っているようです。

○委員

公民館ごとにやって。

○教育部長

千郷小学校区で、小学校の校庭を使って、去年は雨が降っちゃったんですけども。

○委員

やっていることは、継続的ではなくて、単発的にやっておられるということですか。

○委員

継続的にやることを、多分、目指しているんだと思います。プレイパークというのは、そういうものなので。

ただ、いきなりそれを設置するということができないので、地域の人だったり、周知するという意味で、日にちを限定して、3日間ぐらいやった。多分、やったんですね。それで、皆さんの意見を聞いて、そういう設置が必要で、そういう場をつくっていくことが必要だねというムーブメントを作るための事業が、多分、去年の事業だったと思うので、今年はその先に進むための事業が展開されるのじゃないかと期待しているところですけども。

○委員長

じゃあ、そんなところでいいですか。

次は、87。以前から思っていたが、目標とすることが多過ぎるのではないだろうか。「はいという返事・はきものをそろえる・挨拶をする」ということが新城教育の根幹であると学んだ。そこから派生する事柄は多くある。

核となる部分は最小限にとどめるべきと考える。「あいさつ・はきもの・はい返事→あはは運動」は、誰が言い出したかわからないが、言葉遊びにも限度があると不愉快である。それこそ、他地域の方に説明するとき、苦笑いされるのが落ちにはならないだろうか。不安感が残ってしまいます。

○委員

確かに多いですが、月に一つの目標と考えればよいのではないのでしょうか。変化も必要です。ただ、全てを身につけることを想定しているわけではありません。学校の実態に即して取り組んでいただければよいと思います。あはは運動、新城共育12は、覚えやすさを大切にしていますので御理解ください。

○委員長

もう一つは、歴史的な経緯があって、挨拶・はきもの・はいという返事というのは、昔のあれですよ。

○教育長

旧新城市のですね。

○委員長

P T Aの目標でもあったんだね。子供、親子ともに、それこそ共育精神だよ。親子で、親子同行だとか、そういうのがあるものだから、それを踏まえて、ここに、今現在も継承していると、そういうことですよね。

そのときに、既に、あはは運動というのが始まっていたんですよ。だから、誰が言い出したかって、昭和30年代から40年代ぐらいのことなんですよ、それって。

○委員

昭和48年だったと思いますけれどもね。中西教育長さんのときです。

○委員長

それも、ちょっと書いといてもらえばいいんじゃないのかな。

○教育長

学校の実態として、これは学校だけを対象にしてないので、ここは取ってもいいんじゃないのかな。地域・P T A、子育てをやっていくわけなので。

○委員長

そうですね。それ、削除していくと。

○教育長

その挨拶・はきもの・はいという返事は、共育12の4月に入っているもので、この人がいいのであれば、あはは運動の項目については、新城の共育12の4月の項目として入れてありますと。

○委員長

さっきの歴史的なことを入れてください。では、4ページは終了して、5ページへいきます。一番上の130、「共育12」に憲章が凝縮され、わかりやすくなっていてよいと思います。これをもとに子供、親、地域がかかわり合っていけば、偏向教育ではなく教育の中立性を堅持していけると思います。

次ですよ。「共育コーディネーター」の活用とありますが、今後、具体的な方向が見えてこない面があります。しかし、今後これを機に、地域の方々との広く深いつながりが必要になっていくだろうと思います。

○委員

具体的な、共育コーディネーターのことは、回答していませんが。

ありがとうございます。教育憲章の策定は、共育の啓発、浸透に大きな影響があります。地域が子供や家庭を支援できる体制ができることを目指しています。よろしく願いいたします。

○教育長

大きな影響がありますと。学校と地域の共育コーディネーターを通して、地域がというような。

○委員

学校、地域の共育コーディネーターを通して、ですね。

○委員長

この人が、ここに共育コーディネーターの活用というふうにしたのは、どこの文章で、それ。

○教育長

ここにはないよね。憲章では。

○委員

趣意書にもなかったです。

○委員長

そう、憲章にも趣意書にもないよね。

○教育長

ただ、平成27年度の教育方針の中では、触れていますよね。

○委員長

教育方針の中でということやね。

○委員

つなげて考えてくださったということですね。

○委員長

そういうことだね。

208、この12項目には、学校教育も、家庭教育も、生涯教育でも大切なことが網羅されています。言葉も平易で仁・義・礼・智・信・勇・忠・孝・悌・和の十徳が全て入って、行動目標としても大変わかりやすいです。これを別表扱いするのはもったいない。全面に出していくべきだと感じます。

○委員

よく御理解いただきありがとうございます。内容を理解されたからこそその御意見と、承らせていただきます。ぜひ、実践をよろしく願いいたします。

回答になってないですね。

○委員

これ、学校の先生からですか。

○委員長

そうだね。

○委員

別表扱い、もったいないですからね。

先ほど、理念、行動目標、実践項目という、そういう言い方で説明するんですかね。

○委員

そうですね。別表って書くのやめますか、じゃあ。別表って書かずに、実践項目というふうな書き方をしますか。別表って、確かにおまけのようなもので。

○委員長

何でこれ、別表にしたんですかね。要するに、共有12の。

○教育長

前文、本文があつたら、もうあとはつけ足ししかないわけだから別表になるわけでしょう。いわゆる、いろんな例規とか、そういうものでいうと。別表とか、附則とか、そういう感じになるものね。

ただ、前文とか本文という表記はしてないので、あえて別表をとっても、それは不自然さはないけれども、じゃあ、どういう、この三つは位置づけなんだといったときに、どういう言葉で説明するかということなんですね。

○委員

実践項目ということで決めたのですよね、そこは。

○教育長

そうすると、理念、行動目標、実践項目というふうに書きたいですね。

○委員長

そうですね。ただ、別表というのを取ってしまうというのは、あるかもしれないね。どうですか。

○教育長

これ、あえて枠囲いしてあるんだよね。その枠囲いしてあるし、新城市内の全世帯、全小・中学校、公民館にも、この別表は表として、ポスターとして、配ってあるわけですね。

そして、実践項目として、各学校や子供会、PTAでも唱和して、努力している内容なんだよね。

○委員長

私の理解はね、ここなくて、これなくて。もう一つ、別表があるのかなと思ったんですよ。これはこれで、ここがなくて張り出してあって、別表が張りつけてあるという、そういう意味合いで、別表をつけ加えたんだと思ってたんです。この1枚の紙で、こうやってやる、ここにあるんですね。別表をとってもいいかなと、それなら。

○教育長

上二つが書いてないなら、取っても不自然さはないわね。見ただけで一つの表だということは、一目瞭然ではないかと思えますので。取りますか。

○委員長

早急に結論は出さなくてもいいんだけど、ここにわざわざ別表って書いておく必要は、あんまりないかなと思うんだけど。

○教育長

ただ、外すと、同じ重さになると思うんだわ、この三つが。別表を外すと。「新城教育は、」「わたしたち新城市民は、」「新城共育12」と、同じ重さになっちゃうと思うんだよね。

だから、別表とあるから、これは違う表なんだなと。

○委員

あってもいいじゃないですか。

○委員長

別表があってもね。

ここの、一番下の一つに、「新城共育12を実践し」と書いてあるが、その説明として、わかりやすくするために、これがあるのかなと思う。

○教育長

そうそう、そうです。あえて6番目に置いたのはそうですね。

○委員長

そういうことだね。だから、そういうことを考えれば、別に別表という、この言葉はなくてもいい。これが共育12ということだから。

今のままだと、3対2かな。

ちょっと、それじゃあ後で検討するという事にしましょうかね。別表についてはね。また、最終日に、これについては検討するという事で。

それでは、別表扱いするのはもったいないというところでしたね。

それから、212、来年度も本校は「共育12」の全校唱和を続けていきます。ということで、新城教育憲章は、共育12を持ってきたらどうでしょうというのが私の意見です。

要するに、これも、共育12が、さっきもありましたでしょう。別表扱いするのはもったいないというのも、同じ意味合いなんですよね。

最初のように、理念があって、行動目標があって、実践項目があって、その実践項目として、共育12を考えていますと、そういうような答え方でいいじゃないかと思うけれども。

○委員

学校現場では教育憲章は難しいものがありますので、「新城共育12」の実践で十分です。教育憲章は市民を主たる対象としています。学校現場というのは、教室や学校の中という意味です。

○委員長

子供たちにとってはということやね。

これは、さっき私が言ったような、そういう内容で書いていったらどうですか。

下から5段目ぐらいの22、とても大切なことが書いている。ただ、教育の中立性を守る防波堤として、具体的にどう守られていくのか、何が変わり、何が変わらないのかが自分にはいまいち理解できないところがあった。

○委員

中立性を守るために教育憲章が役立つ時が来ないことが一番で、これまでと大きく変わるところはありません。

○委員長

これは、本当のことを言うと、私は趣意書の1をよく読んでくださいと、そういうふう
に書けばいいかなというふうに思っていたんだけどね。

○委員

こういうものを伝えていくためにも、繰り返し、繰り返し見直すためにも、こういうもの
をつくりましたという、その契機になればと思います。それで趣意書を読んでいただくと、
そのあたりのことが御理解いただけるとと思いますという回答ではどうか。

○委員長

そういうことで。じゃあ、大体そんなことでいいですか。

その次の23、教育憲章をどう活用していくのかが大切。内容は大切なことばかり。市民
みんなが知って活用できるといい。

○委員

そのためにも学校でも実践と啓発をよろしく願います。

○委員長

どう活用をしていくのかが大切といえはそのとおりなので、今後の課題だというわけ
ですよね。

○委員長

学校での実践と啓発よろしく願います、そういうことやね。

27、下から二つ目です。形だけ整えるだけでなく、子供たちにとって大切なことは何
なのかを見きわめ、実行できるよう、現場の声に耳を傾けてほしい。

○委員

そうあるべきと考えます。形を整えることは、指導のよりどころ、基盤となるもので
あるので、できることから実践をしてください。

○委員長

ちょっと答え方に、困りましたね。

○委員

現場の声に耳を傾けてほしいということですよ。それを教育委員会に望んでお
りますよと、それをどういうふうに。

○教育長

だから、全教職員にこれを提示して、パブコメを求めているわけなもんで。そのこと
を書いたら。現場の声を求めて、その意見を反映するよう検討してきましたと。

○委員

これは、パブコメについて言っているわけじゃなくて、常日ごろのことを言っている
ので。パブコメというか、憲章から感じたことという、憲章についてどうこうじゃない
という。

届いてない、わかってないよって思っているんじゃないということですので。

○委員長

これは、教育現場で働いてみえる先生方の御努力はよく理解しておりますと。今後も先生方の声に耳を傾けていきたいと思っておりますとか。多分、そんなようなことが書いてあれば、この方はいいんじゃないかと思うんだけどね。

これはやっぱり、委員さん言われたとおりに、日ごろの自分の仕事が忙しいぞということが、本人言いたいんじゃないのかなということを使う。

○委員

そうですね。

○委員

学校のことは、余り吸い上げられていないというふうに思っているようですね。

○委員

共育というけれども、何かあると、先生、責任をとれみたいな話になるんじゃないかなというような感じかもしれないですね。

○委員長

これは、その次のことです。30番、共育は、家庭が関係しているが、教育や困ったことは学校へというように思っている人がまだ多い。学校から家庭へ働きかけるだけでなく、市からの働きかけがもっとあるべき。

○委員

全くそのとおりで、学校や教育委員会だけでなく、市が推進の母体となるよう働きかけていきます。

○委員長

「全くそのとおり」を取ればいいんだな、これ。

○委員

だんだん疲れてきましたね。

○委員長

じゃあ、次6ページにいきます。

上から六つ目か七つ目の91番、意志・目標・決意と明確になっているのがわかりやすくてよいと思った。故郷の誇りとされている「新城の三宝」をいかに新城教育に生かすかが大切だと思うが、新城教育は、以下の6項目を読んで、それがよくわからなかった、と書いてあるので。

○委員

「6項目は新城市民が目指す目標で、包括的」な表現となっていますので、わかりづらいかもしれません。

○委員長

「わかりづらいかもしれません」まで、ちょっと取ったほうがいいかなと思ったりも。

○委員

これもさっき言った3段階になっていますよと伝え、こういう行間を読んでもらわないといけないというところもあるけどっていう。

○委員長

そうですね。もう一つは、趣意書に具体的なことも書かれていますので、ごらんくださいという、趣意書のこともちょっとつけ加えておくといいかなと思います。

あと、若干あるけれども、ずっと飛ばして、一番下、138、「新城教育憲章」の文章を新城市民が見た時、意図がしっかりと伝わらないおそれがあると思うので、さらなる具体的な説明が必要であり、広く知らせていくことが大切だと感じました。また、新城教育の六つの内容について、私たち教員を含めた市民がどのように考え、取り組むことがとても大切であり、難しいことであると感じています。

○委員

御意見のとおり、教育憲章策定の意図を市民にわかりやすく伝えていく必要があると考えています。内容については、あくまでも目指すべき目標と考えてください。

○委員長

じゃあ、上から二つ目、141。教育の中立性を保つために、新城市教育憲章は必要だと感じます。ただ、これから先、不易と流行があるように、その時代により合うものに変化させていけばよいと考えます。新城共育12など、今あるものをもとに、5年から10年後に見直しをするなど。

○委員

貴重な御意見をありがとうございます。新城市の「人づくり」の礎として、常によりよいものにしていく視点は重要なものと考えます。

ここでは、ちゃんと答えてないですが、ほかにも見直しをといるところが、どこか出てきたと思いますので。

○委員

見直していくことが、今後必要ですというふうな回答をしていると思いますが。

236番のところに、同じページの下から四つ目、236。「不易と流行の面で今後とも内容的に担保されているかが不安である。」というところですが、将来的に変更しないものとは考えていません。新しい価値観が必要になり、見直しが必要になった時、追加、修正することも可能です、というふうにしましたけれども。

○教育長

これを議会で、条例化するというのであれば、見直し規定を、例えば10年なら10年ごとに見直しをするという形で読み込めるんだけれども。必要なことだと思うんだよね。

全国のいろんな市民憲章や教育憲章を見ても、一旦つくと、そのまま、全然見直しかけずにずっと続いて、結局、形骸化して、いつの間にか消えてしまっているというような状況が多いですね。そうなる、やはり見直し規定をどこかに位置づけたいなど。

条例化する中なら、何とか位置づけることはできるでしょう。

○教育部長

条文の中に入れるか、というのはどうなのかな。

○教育長

附則事項かな。

○委員

ただ、今は、議会にかけるのはこれですので、この中のどこかに入れるという話になっちゃいますね。

○委員長

あれだね、やっぱり柔軟に考えて、あなたの御意見を大事にしていきたいと思いますよ。そういうことですよ。

○教育部長

計画なんかは、何年ごとに見直しをかけますとかというのは、ぼんと中にうたっちゃうんですけどね。総合計画でもそうですし。

○委員長

前、同じようなことをちょっと話し合っただけ。その時々にはいろいろな意見が出てきて、また教育憲章を見直すべきだという機運が盛り上がったから、その時点で考えればいいんじゃないかという、そんなことじゃなかった、前。

○教育長

教育委員会会議の中でも、見直しが必要だという話は、してきたね。

○委員長

そう、見直しは必要だけど、あえてそこには書かずに、機運が高まったときに、その時点で見直していくと。

○教育部長

例えば、憲章は憲章で、その中に直接、ダイレクトにうたわなくても、やっぱりこれに、説明文とか趣意書というんですか、そういったものはセットでつきますので。

例えば、趣意書の中に、そういった一文を入れるという手はあるかなと思いますけれども。趣意書です。

○教育長

結局、今までの流れでいうと、趣意書なり、あるいは説明書なりは必要になってくるんだよね。

○教育部長

そうですね。

○教育長

その中で触れるという形になりますかね。

○委員

先ほど教育長が言われたことは、10年ぐらいで見直すというふうなことが必要でないかということで、前に話したときは機運が高まった時に変えればいいんじゃないかという話ですよ。

忘れ去られたものというのは、絶対、機運高まらないのでは。

○委員

忘れ去られるということやね。

○委員

形骸化したというものはそういうものなので、形骸化を食いとめたいと思うのであれば、

少なくとも10年に一度は教育委員会では考えましょうというような形にするのも。

○委員長

そういう形の趣意書にしますか。

○委員

全市民的に、みんなで考えて、たたくぞみたいなことをやり始めるのではなくて、いいかなということ。これが、そうだねと思っていれば、方向として間違っていないかなというのを確認するなり、この条文のところは、例えば男女平等とか、男女共同作業みたいなことがありましたけれども、その考えが少し発展しましたよとなるときに、こっちのほうがいいじゃないのっていうふうな話だったりとか、教育の中立性って要らないよねみたいな話になっちゃったら、何のためにこれをつくったのかわからなくなっちゃいますが、部分的には、生き続けるために必要なプロセスなんですよ。

○教育長

やっぱり数値目標は必要だね。10年の区切りぐらいが、どうですかね。

○委員

見直しをするんであって、まずは検証という意味でやればいいのか。

○委員

例えば、検証というか、見直しをするときに、その手続というのは、今、教育憲章をつくって、皆様にお知らせするときの手続と、同じことを、見直しのときにもするということですか。

○教育部長

これは、今後、議会にどんな形で承認を求めるのかということにもなりますけれども。

例えば、条例化ということであれば、必ずそれを改正するのは、議会へ諮らなければ、これ改正もできませんので。その形態ですか、それによってきますね。

○委員

条例、これを変えることになれば、当然、パブコメに諮るみたいなこともあります。憲章に関してはいいですよ。仮にアンケートみたいな感じで、こういうのを皆さんどう思ってもらっちゃいますかというような動きがあったとしても、多分、これを検証するのは、わざわざ何とか委員会をつくるんじゃないで、そもそもここが議論を果たしていくべき、もともとのところだと思うので。

○委員

例えば、じゃあ検証じゃなくて、変えるというふうになったときに、この教育憲章と同じ手続が要るんですよ。

○教育部長

要ります。

○委員

ということは、この教育憲章を、これから皆さんにお知らせするときのあり方を、きちんと決めておけば、おのずと今の方の返事はできるということなんですかね。

○教育部長

見直しをするということを確認にうたっちゃうんじゃないんですよね。検証をするということをやろうということですので。

検証した結果、見直しが必要じゃないのという話になれば、しっかりした定義も汲んでいくという形に、次のステップへ進んでいくということですので。

○委員

例えば、憲法を変えるにはっていう、いろいろ書いてありますけれども、それと同じようなことを考えておかなくてもいいのでしょうかということですか。

○教育部長

それをやるというと、この中に明確に、どこかにうたわざるを得なくなります。

○委員

ああ、そうですか。

○教育部長

憲法の改正も、憲法の条文の中に、改正はこういうことにしますよというのがある。何条だったか、うたってあるんですね。あれと一緒にしちゃいますので、そこまでやるのですかという話になりますけれども。

○委員

これは、憲章にはそぐわない気がしますよね。

○教育部長

そう思います。ですから、趣意書の中にうたって、そこまでガチガチのものをうたう、検証に対してあるのかどうなのかというのは、ちょっとって思うところがありますね。

○委員長

趣意書に、10年後に教育委員会の会議において見直すというようなことを書いておくというぐらいでどうですか。

○教育部長

検証しますよと。

○委員長

検証します。見直しじゃなくて検証します。

○教育長

見直しも凶っていいんじゃない。10年間、すごい大きな変化だと思うのでね。

○教育部長

見直しに向けた検証をしますよと。見直しが改正するかしないか、しないのも見直しの一つですので、選択の一つですので。

○委員長

195、憲章の法的根拠はどうなっているかが自分にとって不明。憲章で定めたことと、首長との考えが異なる時、憲章が有効に働くのか不安が残る。憲章の持つ拘束力が条例に優先するのか否か、明確にしていくことも大切ではないだろうか。

○委員

当たっているか、よくわかりませんが、教育基本法がそれに当たります。もしも首長の

暴走により教育憲章の趣旨にそぐわない事案が生じた場合、首長が主宰する総合教育委員会議で協議することになります。これでいいですか。ちょっと自信がありません。

○教育長

いろんなものに基づいて考えてあります。

ただ、これがどこにあるかというのは、対照表をつくらんと。

新城共育12については、道德の目標と、あるいはこれまでの東洋的な価値観とか、そういったものとの対照表はつくってあります。ですから、全てそういったところの根拠に基づいて作成しています。

○委員

果たしてここで、この方がおっしゃっているのは、これら法律にあわせて、この条文はどこに当てはまってくるのかということではなくて、この憲章自体の有効性について聞いていると思うんですよ。

そんなもの知らんわって首長が言ったときに、本当に防波堤になり得ますかということをおっしゃっているんじゃないかなという気がしませんか。

○教育部長

一番最初、そう捉えました。

○委員

そうですね。

○教育部長

これは、ないです。ですので、それを可能な限り防止するために、議会に諮って、しっかりしたお墨つきを得ましょうという動きになったものですから。そうでなければ、ただ、教育委員会が勝手に教育憲章をポンと打ち立てて、つくりましたよっていうだけで済んじゃう。

でも、中立性を守るというすごく重い使命を、この憲章にもたしておりますので、それを可能な限り担保するためには、議会へかけることが必要であろうという動きを、今、している。

○委員

可能な限りというところと、ないですというところをどういうふうにかきかいた話かなと思うんですよ。

○委員

今だと、何もないよりは、全てこれで私たちの意思を示しておこうというものなんですよ。

ただ、議会を通すことによって、一定の有効性というのを果たせることができます。じゃあ、その一定の有効性というのは、どういうものなのか。もしくは、どの程度のものなのかという話。

あとは、何かあったときには、どういうプロセスで、ここに書いてくださった総合委員会議に諮っていく。どんなことが、どういう流れになっていくのかというのが、恐らく回答になっていくと思いますし、私たちも知りたいですね。

実際にそうなったときのために、具体的に、どんな動きをするのかよくわかってないですけれども。御指摘のとおり。

○教育長

だから、結局、議会案件としたときに、どういう案件にするかというところあたりが、一つのポイントになるね。

○教育部長

そうです。完全に条例化するのか、条例まではもっていかないのか、まだ決めておりませんので。市民憲章との絡みも出てきますので。

○委員長

あと、ここの内容をちょっと、部長さんにも考えていただいて、御助言いただいて。法律的なことになると、なかなか、私たちだけでは十分理解できない部分もあるものですから。

○委員長

216、217、一括で。職員の反応は、「理念・理想として理解できる」し、「しっかり取り組もう」という気持ちはある。しかし、「ここまで学校がするの」「学校の負担がますますふえる」という懸念や不安が強い。

もう1個、それは、ここに描かれる「共育の姿」の前に、当然行わなければならない教科教育や生徒指導に係る“重圧”がある。限られた在校時間と校務パソコンでの事務量に負担感と多忙感が増す一因がある。

○委員

教育憲章の理念は、「新城共育12」を実践されることで成立します。学校教育にさらに加えられるものではなく、生活指導に生かされるよう指導していただければ十分です。

学校現場の多忙化は理解しています。今後の道徳の教科化、小学校の英語科導入によりますます厳しくなることが予想され、多忙化の防波堤も必要となりそうです。

○委員

これ学校でやってくださいというお願いをしているということではないので、みんなでやっていきましょうということ。むしろ、御懸念に対する回答というか対策としての共育というふうなこと。一時的に大変になるというか、共育コーディネーターさんも大変になりますよね。そうすると。

○教育長

この言葉を使ったらどうでしょう。学校教育にさらに加えられるものではなくの次に、むしろ家庭、地域との協働により、という言葉を入れて。

○委員長

それからあとはどうします。生活指導に、そこにつながっていく。

○教育長

生活指導という言葉は学校だけでも。つなげてもいいと思いますけれどもね。

○委員

そののあとに、学校への偏重を是正しようとする試みですということはどうですか。

○教育長

明確ですね。そのほうがいいですね。

○委員長

もう一回言ってくれる。

○委員

学校への偏重を是正しようとする取り組みです。

○委員長

ありがとうございました。下のほうはどうでしょう。

○委員

同じかな。それに対して、こうやって合わせて考えていかなきゃいけないと示してくださっているの。

○委員長

この「多忙化の防波堤も必要となりそうです。」ここはどうですか。

○委員

防波堤と書きたいところですが、多忙化に対するその。

○教育長

多忙化への防波堤の一助を目指していますと。

○委員

防波堤と書いちゃうと、普通の人を読んだときに、「なんだブロックか」という印象を受けないかなというの、ちょっと心配なんです。

そういう方策というか、システムづくりというのを、合せて進める必要があります、みたいな。先生は防波堤ということはうれしいと思いますけれども。

○教育長

多忙化解消への一助を目指していますと。

これは、しつけ等が、家庭や地域でそうとうしてもらえれば、学校の負担というのは、かなり減るものね。学習習慣や生活習慣の基本的なものが身につくおれば、そこへのエネルギーは、やっぱり少なくなるので、授業やほかのところに集中することができるようになる。これ、大きいものね、今、しつけにかかわる学校のパーセンテージって。

○委員

共育は家庭支援であり、学校支援である、というように受け止めてほしいんですね。学校の先生たちに。この二人は、多分、通常の仕事に加えて共育のことをやらなければいけない、と考えているように思うのでね。

○委員

これ読んでみて、何かお気の毒だなんて思いました。こういう考え方をするとということ。

○委員

これ以上、たまりませんよという受けとめ方だと思うんですが。

○委員長

基本的に、上と同じような答え方でいいんだけど、共育は、要するに、多忙化解消への

一助ともなりますよと、そういうことですよ。

○委員長

下から五つ目のところ。これをもって本日の会議は終わりにしたいと思います。

「共育」という名称を使うことが果たして普遍性のある憲章となり得るのか。共育という理念は、これからの新城教育にとって、必要欠くべからざる理念である。しかし、造語であるゆえに普遍性に欠け、永続性の面でやや心配である。

○委員

造語であっても新城市民に浸透し、その価値が認められていくことによって一般化していくのではないかと考えられます。新城教育を全国に発信するキーワードとなるものです。

○委員長

どうですか。いいですか、これは。

○委員

将来は辞典に載るような言葉になってくれるといい。

○委員長

ちょっとスピードアップして、7ページまで済んで、あと8ページだけなんですけれども、どうでしょう、もう最後まで。あと8、9か。

大分疲れてきたので、一旦、これで打ち切りたいと思うんですけれども。

教育長、何か皆さんにお話しするようなことがあります。

○教育長

今日出たところ、まとめられる部分はまとめて、また次回にというふうに思いますけれども。

○委員長

8ページと9ページについても、余り反対意見だとか、質問ってないものですから、今度は時間的には、早く進めるんじゃないのかなと思います。

○教育長

全体とおして、別添の解説書、語句の説明をつけるとかということが言われてたんですけども、もし必要であれば、この回答の中で答えてしまってもいいのかなということをお考えいただければいいですね。本当にきちっと作るかどうかということもあるんですけども。

○委員長

具体的にいうと、教育の中立性、継続性、安定性、そのことについて質問が結構ありましたね。

それから、普遍的な使命というようなことについて。それから、あと文言的に、叡智が難しい。委員さんが叡智とはこういうことだって書いてくれたんですけども、そういうような、一つひとつの言葉について、質問しているのは結構あったと思うね。だから、それを少し、ここの分量がふえても、その中で国語辞典にあるようなことも含めながら、答えていっちゃうかどうかという、そういうことですよ。

○教育長

だけど、そういう声があるということは、その背景には、もっと大勢の方も、そういう

ふうに思っているというふうを考えるならば、何らかのことが必要なんですね、そこは。

○委員

パブコメの回答って、回答したらそれで終わって、振り返られることはないと思うんですよね。パブコメの回答を見てくださって、8年後にいてもみんな困っちゃうという感じになりそうな気がするんです。

なので、やっぱりそういう文書があるといいなと思います。ただ、それがこの発行と同時にあるということではなくて、このパブコメの内容を踏まえて、期限を切って書かせてもらおうと。さっき、ちょっと話をしましたけれども、これについて考えるワークショップみたいなものを踏まえて、こういうものにしてみますというようなことでもいいと思う。決して、そんなに急がなくてもいいと思うので、必要じゃないかなというような気はちょっとします。

○教育長

もう一つ、前文の新城の三宝、括弧書きで自然・人・歴史文化とあるんだけど、前文の中で括弧書きがあるというのはいかがなものかということを一面向ったのね。

括弧書きを取れば、自然・人・歴史文化の新城の三宝を故郷の声とし、という、こういう記述になるんだけど、ここらあたりの御意見いただければ、次回、そこら辺を加味していきたいと思います。

○委員長

ここの、しょっぱなを変えたいということですね。

これを、まず頭へ持ってきて、自然・人・歴史文化の「新城の三宝」をと。そうするわけだね。

じゃあ、「そのことを目指します」のところ、別表をなくしてもいいかとかいうこと、この3つだね。

まあ、それは次回ということで。今日ここでということがもしあれば。

○委員

次回でいいんですけれども、気になったこと、前に考えたことですが、気になったこと。

子供の中立性に向けての検討が足りないみたいな感じで書いてありますよね。

子供の中立性に対して、もう少しきちんとというふうな御意見がありましたよね。

子供の人権と、子供に対する中立性がどうのこうのっていうことがあって、私、それに対しては、そこまで別に、ここでなぶらなくてもいいじゃないかというふうなことを、私、言ったと思ったんですけれども。

よくこの文章を読んでも、ここでそれを書いてくれと言っているわけじゃないなということに気がつきまして、ここでの考え方としては間違っていないと思いますけれども、私の言った言葉に関しては、ちょっと削っていただいたほうが、書いていらした方に対する的確な回答になりそうな気がするので、この表現を、もう少し直していただけたらいいかなと思って。

○教育長

14番。

○委員

そうですね、14番。しかしながら、ここで書かなくてもいいという意味で、私はこの間の会議のときに言ってしまったんですけれども。そういうことを、これを読んで思われたことを書いてみえているだけだと思うので、そこまで否定すべきものではないといった、私はここの読み方が足らなかったもので、こういうふうに分ちやうた気がしますけれども。

子供の人権保護という言葉に修正しましたよというふうなことはよくって、そういうことに関して、この憲章に基づいて、きちんと私たちが取り組んでいきたいと思ひますという回答のほうが適切かなというふうな。

○教育長

この回答例でいうと、「しかしながら、判断します」を削除ということね。

○委員

そうですね、はい。また、それに対する取り組みも、きちんとしていきますというふうなことだと思ひます。

この方の御要望には応えられるような教育現場でありたいと思ひているということ、伝えたほうがいいかなと。

○委員長

次回、教科書採択の会議の後、時間的には、あれが2時からでしたよね。2時から3時半なものですから、3時半からやうたとして2時間ぐらいですよ、5時半まで。その2時間ぐらいで、何とか完結させたいと思ひるものですから。

8ページ、9ページは、はっきりいって、もうごくわずかで済むと思ひます。問題は、今出た9ページの三つのこと、それからもう一つ大事なことが、ここに出てきたこの回答例でいいかどうかということ、もう一遍見直して、検討する必要があるものですから、その時間をとりたいたいけれども。

これはいただいたものですから、読んでくればいいけれども、きょうのここの話はどうします。その時点でぱつと読んで、チェックしていくと、それでいいかね。

○教育部長

今週、きょう、あす、あさってしかありませんので、そういう事前にお送りをさせていただくというのは、ちょっと。

○委員

18日でしたよね。

○委員長

そこしかとれないということですよ。だから、やむを得ないので。

一応、委員の皆さんは、もう一回確認していくと、今日つくってくださったこれを、まず見てください。それから、教育憲章の案の三つの部分をどうするかという御意見を持ってきていただきたい。それとあとは、当日出された回答例について、もう一回、検討をすると。それで、一応、完結にしたいと思ひます。

それじゃあ、部長さん、課長さん、何か御意見等ありますか。いいですか。

皆さんもよろしいですか。

長時間にわたり、ありがとうございました。
お疲れさまでした。

閉会 午前 11時55分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記